

特別養護老人ホーム 入所申込みのしおり（令和8年4月現在）

はじめにこちらをお読みください。

特別養護老人ホームには、以下に当てはまる方が申込みできます。

申込締切日
毎月の月末

要介護度

◆申込み時点で要介護3以上の方で、常に介護を必要とし自宅では介護が困難な方。

もしくは、

特例入所要件

（厚生労働省「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」より）

◆申込み時点で要介護1か2の方で、要件①～③のいずれかに該当する方。

- ① 認知症または知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来す症状が頻繁にみられる。
- ② 単身世帯により家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分である。
- ③ 深刻な虐待が疑われ、心身の安全・安心の確保が困難な状態であり、行政機関が関与している。

そして、下記の①から③のすべての項目に該当する方

- ① 希望する特別養護老人ホームから、入所の打診があればすぐにでも入所したい。
- ② 高度または夜間頻繁な医療的ケア（※）がない。
- ③ 不穏状態（落ち着きを失い、興奮した行動をとったり、活発で攻撃的）になく、自傷行為や他者への暴力は起きていない。

①から③に該当しない場合

- ①について…「いずれ入所を考えているので、今のうちから予備的に」など、今後に備えた申込みはできません。随時受け付けていますので、真に入所が必要になった際に申込みをお願いいたします。
- ②③について…常時医療的ケア（※）が必要な方は、入所優先度が上位の場合でも、受入れできる施設と人数に限りがあります。
受入れ可能かどうかを事前に必ず希望施設にご相談ください。

※ 医療的ケア

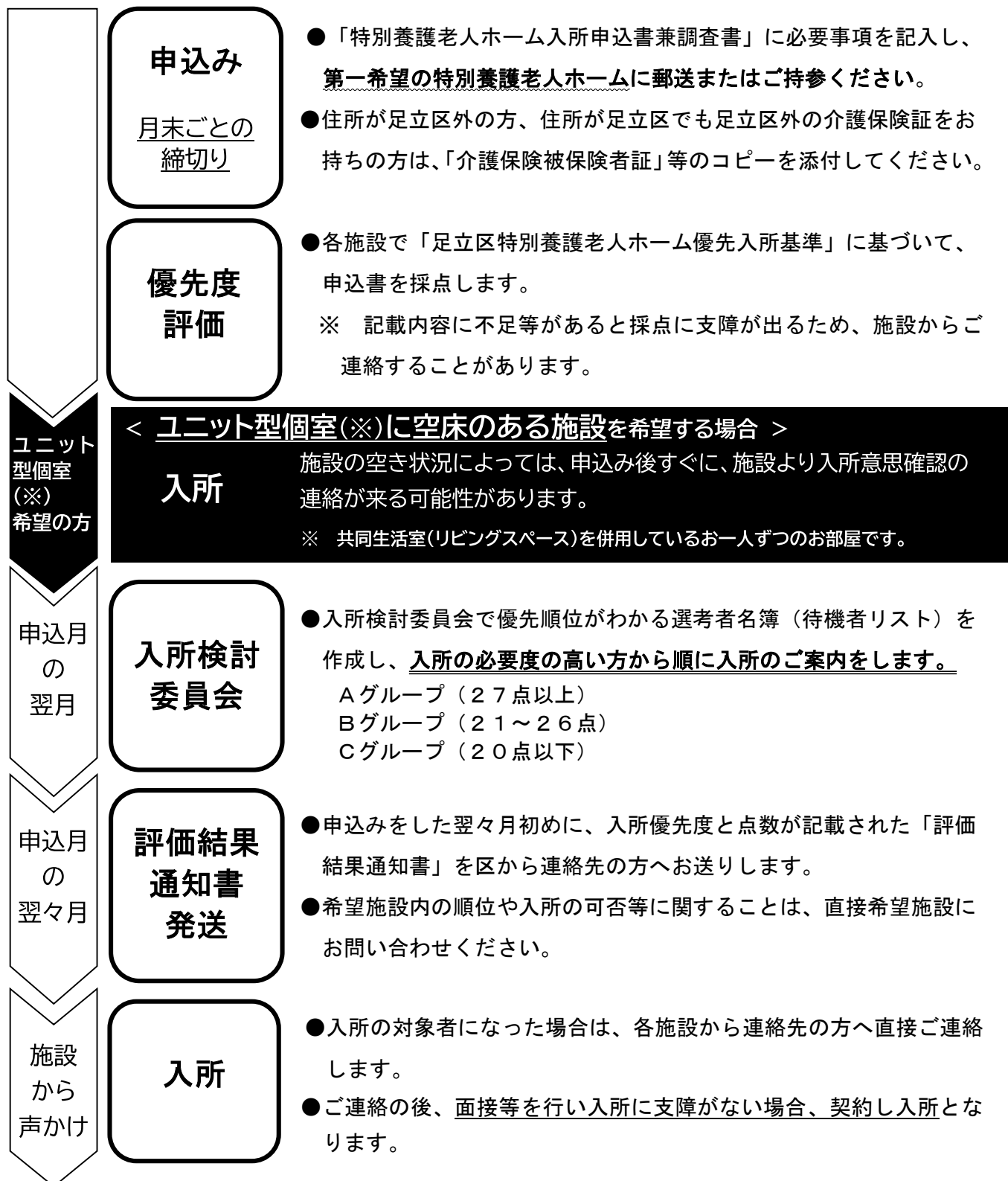
経管栄養（胃ろう・鼻腔）、人工肛門、在宅酸素、バルーンカテーテル、インシュリン注射、人工透析、点滴・気管切開、たんの吸引など

「医療的ケアの取り扱い」（8～11頁）をご参照いただき、各施設の受入れ状況をご確認のうえ、お申込みください。

留意事項

- ◆ 入所の必要度の高い方から入所できるよう、施設からの入所の声かけは申込み順ではありません。
- ◆ 要介護度や介護者の状況などを点数化し、区と区内特養で構成する「特別養護老人ホーム入所検討委員会」により入所希望者の優先度評価を行います。
- ◆ 入所優先度の同一グループ内では、原則として「総合点数」「施設の空き状況（男女別、認知症の症状、医療的ケア等）」を考慮して入所者を決定します。

申込みから入所までの流れ



申込みの有効期限について

◆有効期限は、施設が申込書を受理した日の翌年度末までです。

例) 申込受理日：令和7年4月1日～令和8年3月31日 → 令和9年3月31日まで有効

申込受理日：令和8年4月1日～令和9年3月31日 → 令和10年3月31日まで有効

◆有効期限が切れる前年12月頃に申込み更新のお知らせを連絡先の方に送付します。更新をご希望の際は手続きください。

※ 申込み後、変更届等の提出により、有効期限が変わることがあります。下の表の「有効期限」欄をご参照ください。

＜施設から入所の声かけがあった場合＞

今はまだ在宅生活を続けたいなどの自己都合により声かけを断った場合には辞退扱いとなり、「辞退届」をご提出いただきます。入所が必要になった際に、あらためて新規の申込みが必要となります。

また、希望施設でなかったことなどを理由として断った場合には、希望先変更のための「変更届（簡易変更届）」をご提出いただきます。

提出書類と提出先

◆提出書類は全て月末ごとの締切りとなります。

◆住所が足立区外の方、住所が足立区でも足立区外の介護保険証の方は、「介護保険被保険者証」等のコピーを添付してください。

＜提出書類と提出先一覧＞

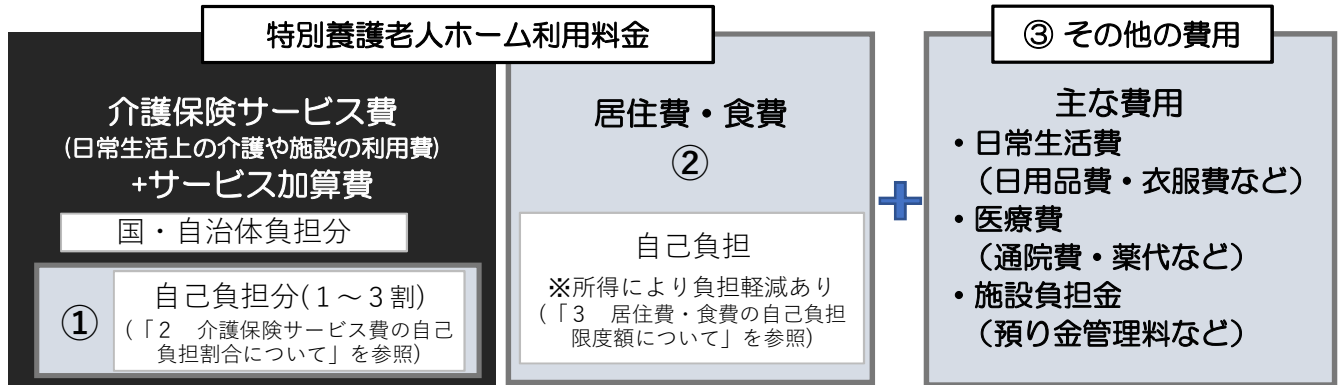
書類名		届出内容等	有効期限	提出先
申込書 兼 調査書	新規	・初めて申込みをする場合 ・申込みの取下げや退所をして、新たに申込みする場合	—	第一希望の施設
	変更	・「簡易変更届」以外の変更がある場合 (介護者の状況、医療的ケア等の変更など)	延長あり	〈施設の <u>変更なし</u> 〉 → <u>今までの</u> 第一希望の施設
	更新	・有効期限切れ前に申込書の再提出をする場合	延長あり	
簡易変更届		・入所希望者の住所、連絡先の変更 ・入所希望施設の変更 ・要介護度の変更（介護保険者が足立区外の場合）	延長なし	〈施設の <u>変更あり</u> 〉 → <u>新しい</u> 第一希望の施設
入所申込 辞退届		・ <u>全ての区内特別養護老人ホーム</u> から入所申込みを辞退する場合 ・希望していた施設からの入所の声かけを断った場合	—	今までの第一希望の施設

提出書類に虚偽の記載があった場合は、入所できません。

特別養護老人ホーム入所後にかかる費用

1 特別養護老人ホームの費用の構成

特別養護老人ホーム入所後にかかる費用には、主に「介護保険サービス費（下表①）」「居住費・食費（同②）」「その他の費用（同③）」の3つがあります。特別養護老人ホーム利用料金（①・②）は、介護度、入居する居室の種類、所得によって異なります。



2 介護保険サービス費の自己負担割合について

原則として介護保険サービス費の1割から3割が自己負担となります。

要支援・要介護認定を受けた方全員に「介護保険負担割合証」が発行され、そこに自己負担割合が記載されています。詳しくは、同証送付時に同封されている＜利用者負担割合の判定基準＞をご覧ください。か、介護保険課資格保険料係（15頁参照）までお問い合わせください。

3 居住費・食費の自己負担限度額について

所得が低い方は、居住費・食費の自己負担が軽減されます。負担軽減を受けるためには申請し、「介護保険負担限度額認定証」を取得することが必要です。詳しくは、区のホームページをご確認いただくか介護保険課保険給付係（15頁参照）にお問い合わせください。

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況
1	生活保護受給者の方等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
		老齢福祉年金受給者の方	
2	住民税非課税世帯全員が	前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円（※）以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
3		前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円（※）超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
1			
2		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
4	第1段階・第2段階・第3段階以外の方		

※ 法改正等により、金額が変更になる場合があります。

4 特別養護老人ホーム利用料金の目安

下表の金額は、①介護保険サービス費の自己負担分と②居住費・食費の合計額で、③その他の費用（4頁参照）は含まれていません。

★金額はあくまで目安です★
申込み前に必ず希望施設に詳細な料金を確認してください。

特別養護老人ホームの利用料金（円）の目安〔30日あたり〕

要介護度 区分	居室の 種類	負 担 段 階					
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	1	第 4 段階(※)	負担割合 1 割
					2		負担割合 2 割
							負担割合 3 割
要介護 3	多床室	39, 000	55, 000	62, 000	101, 000～138, 000		
				84, 000	130, 000～167, 000		
	ユニット型 個室	69, 000	72, 000	94, 000	160, 000～197, 000		
				116, 000	142, 000～194, 000		
					175, 000～227, 000		
					208, 000～260, 000		
要介護 4	多床室	42, 000	57, 000	65, 000	103, 000～141, 000		
				86, 000	135, 000～173, 000		
	ユニット型 個室	72, 000	74, 000	97, 000	168, 000～205, 000		
				118, 000	144, 000～196, 000		
					180, 000～232, 000		
					216, 000～268, 000		
要介護 5	多床室	44, 000	60, 000	68, 000	106, 000～143, 000		
				89, 000	141, 000～178, 000		
	ユニット型 個室	74, 000	77, 000	99, 000	175, 000～212, 000		
				121, 000	147, 000～199, 000		
					185, 000～237, 000		
					224, 000～275, 000		

※ 負担段階が第4段階の場合、各特別養護老人ホームで居住費・食費が異なるため、利用料金額に幅があります。

ご自身の負担段階はお手元の「介護保険負担限度額認定証」（「3 居住費・食費の自己負担限度額について」を参照）、負担割合は「介護保険負担割合証」（「2 介護サービス費の自己負担割合について」を参照）でご確認ください。

お持ちでない場合や詳細は区のホームページをご確認いただくか、介護保険課保険給付係（15頁参照）にお問い合わせください。

足立区特別養護老人ホーム一覧（令和8年4月現在）

施設 番号	施 設 名	定員	居室※	電話番号 (FAX)	所 在 地	設 置 年 月
0 1	足 立 新 生 苑	220	多床室	3883-7946 (3860-0950)	〒121-0061 花畑4-39-10	S43. 7
0 2	紫 磨 園	120	多床室	3857-4165 (3857-8425)	〒121-0836 入谷3-3-6	H1. 3
0 3	さ の	100	多床室	5682-0007 (5682-0077)	〒121-0053 佐野2-30-12	H3. 5
0 4	扇	76	多床室	3856-1199 (3856-1711)	〒123-0873 扇1-52-23	H5. 4
0 5	六 月	50	多床室	5242-0303 (5242-0306)	〒121-0814 六月1-6-1	H7. 4
0 6	グレイスホーム	50	多床室	3890-0214 (3890-0951)	〒123-0845 西新井本町4-13-16	H8. 6
0 7	足 立 翔 裕 園	150	多床室	3855-6363 (3855-6360)	〒121-0836 入谷9-15-18	H9. 4
0 8	さ く ら	65	多床室	5691-7150 (5691-8147)	〒123-0862 皿沼2-8-8	H12. 4
0 9	中央本町杉の子園	64	多床室	3886-0002 (3886-1600)	〒121-0011 中央本町4-14-20	H13. 4
1 0	ウエルガーデン伊興園	140	多床室	5838-1500 (5838-1501)	〒121-0823 伊興3-7-4	H13. 5
1 1	イーストピア東和	147	多床室	5613-1230 (5613-1220)	〒120-0003 東和4-7-23	H13. 11
1 2	プ レ ミ ア 扇	96	個室	3890-3333 (3890-5551)	〒123-0873 扇1-3-5	H18. 2
1 3	ハピネスあだち	150	個室	5839-3630 (5839-3632)	〒123-0872 江北3-14-1	H18. 4
1 4	は る か ぜ	32	個室	5851-7055 (3883-8776)	〒121-0063 東保木間1-19-5	H19. 1
1 5	千 住 桜 花 苑 視覚障がいユニット有	100	個室	5244-6881 (5244-6880)	〒120-0041 千住元町18-19	H19. 6
1 6	竹 の 塚 翔 裕 園	100	個室	5851-6050 (5851-6055)	〒121-0813 竹の塚7-19-14	H21. 11
1 7	ル・ソラリオン西新井	160	個室	3899-3005 (3899-3085)	〒123-0841 西新井3-14-3	H23. 4
1 8	ピオーネ西新井	100	個室	6807-1213 (3855-1022)	〒123-0841 西新井1-33-15	H26. 3
1 9	奉 優 の 家	74	個室	5613-1525 (5613-1526)	〒121-0053 佐野1-29-3	H26. 3
2 0	古 千 谷 苑	120	個室	3856-7257 (3897-7237)	〒121-0832 古千谷本町1-3-19	H26. 4
2 1	ケアホーム足立	100	個室	3853-6800 (3853-6801)	〒121-0836 入谷1-8-15	H26. 4
2 2	足 立 万 葉 苑	100	個室	5856-6695 (3858-1700)	〒121-0814 六月2-11-20	H26. 6

「多床室」 定員2人以上の個室ではない居室です。その他、従来型個室を併設している場合があります。

「個室」 共同生活室（リビングスペース）を併用しているユニット型個室です。

施設 番号	施 設 名	定員	居室※	電話番号 (FAX)	所 在 地	設 置 年 月
2 3	ル・ソラリオン綾瀬(多)	40	多床室	5613-1176 (5613-1187)	〒120-0004 東綾瀬3-9-1	H27. 4
2 4	ル・ソラリオン綾瀬(ユ)	120	個室			
2 5	花畑あすか苑(多)	40	多床室	5856-4751 (5856-6715)	〒121-0061 花畑4-20-1	H28. 8
2 6	花畑あすか苑(ユ)	100	個室			
2 7	レスパート千住(多)	30	多床室	6684-1010 (5284-8803)	〒120-0045 千住桜木2-11-8	H31. 2
2 8	レスパート千住(ユ)	90	個室			
2 9	ケアホーム花畑(多)	36	多床室	5851-6100 (5851-7033)	〒121-0061 花畑8-7-6	H31. 3
3 0	ケアホーム花畑(ユ)	72	個室			
3 1	花ざかり	90	個室	6806-4888 (6806-3336)	〒120-0011 中央本町2-24-11	R3. 4
3 2	新田楽生苑(多)	54	多床室	6903-0309 (6903-0310)	〒123-0865 新田1-21-20	R4. 11
3 3	新田楽生苑(ユ)	96	個室			
3 4	タムスさくらの杜 花畑(多)	30	多床室	5851-8028 (5851-8029)	〒121-0061 花畑3-15-5	R5. 10
3 5	タムスさくらの杜 花畑(ユ)	105	個室			
3 6	ロイヤル足立(多)	30	多床室	6807-1375 (6807-1376)	〒121-0831 舎人3-1-19	R6. 11
3 7	ロイヤル足立(ユ)	120	個室			
3 8	ピオーネ足立(多)	30	多床室	5831-5226 (5831-5227)	〒121-0076 平野1-7-7	R6. 12
3 9	ピオーネ足立(ユ)	105	個室			
4 0	はなはた三清荘(多)	31	多床室	5851-9645 (5851-9646)	〒121-0061 花畑3-1-2	R8. 3
4 1	はなはた三清荘(ユ)	116	個室			
4 2	ハピネスもとき(多)	54	多床室	5650-4831 (5650-4832)	〒123-0853 本木1-14-13	R8. 3
4 3	ハピネスもとき(ユ)	99	個室			

医療的ケアの取り扱い（令和 8 年 4 月現在）

常時医療的ケアが必要な方、認知症、視・聴覚障がいのある方は、各施設の受入れ状況をご確認ください。
 なお、全身状態が悪く、24 時間体制での治療や医師による管理が必要な場合には受入れができません。

			足立新生苑	紫磨園	さの	扇	六月	グレイスホーム	足立翔裕園	さくら
施設番号			01	02	03	04	05	06	07	08
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経管栄養	胃ろう	△	△	△	△	△	△	△	△
			自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方 人数制限	個別相談	自己抜去しない方 人数制限
		鼻腔	×	×	×	×	×	×	×	×
	人工肛門		△	△ 個別相談	○	○	○	○	○	○
	在宅酸素		△	△ 個別相談	△	△ 個別相談	△	△	△	△
	バルーンカテーテル		△ 男性は要相談	○	△ 男性は要相談	△ 月 1 回交換時の受診付添	△	△	△ 男性は要相談	△ 個別相談
	インシュリン注射		△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 看護師のいる時間帯のみ 自己注射可能な方	△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 人数制限 看護師のいる時間帯のみ	△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 看護師のいる時間帯のみ
	感染症	MRSA (全身状態が良好)	○	○	○	○	○	○	△ 加療を要しない状況は可	○
			○	○	○	○	○	○	△ 加療を要しない状況は可	○
		その他	△ 個別相談	△ 加療を要しない状況は可	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談
	人工透析		×	×	×	×	×	×	×	×
	点滴・気管切開		×	×	×	×	×	×	×	×
	たんの吸引		△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 看護師のいる時間帯のみ	△ 個別相談	△ 個別相談	△	△ 個別相談
認知症、視・聴覚障がい者の受け入れ状況	認知症で受け入れできない例		不穏が重度・徘徊・興奮がある場合 要相談	興奮・不穏が重度・自傷行為・他者への暴力等がある場合 要相談	状態に応じ 個別相談	状況に応じ 個別相談	状況に応じ 個別相談	重度徘徊・自傷行為がある場合不可	重度徘徊・自傷行為・他者への暴力行為等がある場合要相談	重度徘徊・自傷行為・他者への暴力行為等がある場合要相談
	障がい	視覚障がい	○	○	○	○	○	○	○	○
			状況に応じ 個別相談						状況に応じ 個別相談	状況に応じ 個別相談
		聴覚障がい	○	○	○	○	○	○	○	○
			状況に応じ 個別相談						状況に応じ 個別相談	状況に応じ 個別相談

【医療的ケアの取り扱い】

※あくまで参考です。ご本人の身体状況、医療処置の内容、施設の受入れ状況により入所できない場合があります。
詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

			中央本町 杉の子園	ウエルガーデン 伊興園	イーストピア 東和	プレミア扇	ハビネス あだち	はるかぜ	千住桜花苑	竹の塚 翔裕園
施設番号			0 9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経 管 栄 養	胃ろう	×	△	△	△	△	△	△	△
				自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方	人数制限	自己抜去しない方 個別相談	自己抜去しない方 1日3回まで	個別相談 人数制限	個別相談
		鼻腔	×	×	△	×	×	×	×	×
	人工肛門		○	○	○	○	△	○	△	○
									個別相談	
	在宅酸素		×	○	○	△	×	△	△	△
								個別相談		
	バルーン カテーテル		△	○	○	△	△	△	△	△
			男性は要相談	個別相談			月1回交換時の 受診付添い		個別相談	
	インシュリン 注射		△	×	△	△	△	△	△	△
			看護師のいる 時間帯のみ 自己注射可能な方		看護師のいる 時間帯のみ 自己注射可能な方 (人数制限)	看護師のいる 時間帯のみ 自己注射可能な方	個別相談	看護師のいる 時間帯のみ 自己注射可能な方	個別相談 看護師のいる 時間帯のみ	看護師のいる 時間帯のみ
	感 染 症	MRSA (全身状態 が良好)	△	○	△	△	○	○	○	○
			個別相談		加療を要しない 状況は可	加療を要しない 状況は可		加療を要しない 状況は可		
		肝炎	△	△	○	△	○	○	○	○
			現在治療中 でないこと	現在治療中 でないこと	現在治療中 でないこと	加療を要しない 状況は可				
	その他	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		個別相談	加療を要しない 状況は可	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	加療を要しない 状況は可	個別相談	個別相談
	人工透析		×	×	△	×	×	△	×	△
					病院の受入れ 状況による			病院の受入れ 状況による		病院の受入れ 状況による
	点滴・ 気管切開		×	×	△	×	×	×	×	△
					個別相談					個別相談
	たんの吸引		△	△	△	△	△	△	△	△
			個別相談	日中は可 夜間は不可 (状態による)	個別相談 人数制限	個別相談	個別相談	日中は可 夜間は不可	日中は可 夜間は不可	個別相談
認知症、 視・聴覚障がい者 の受け入れ状況	認知症で 受け入れ できない例		他者への 暴力行為が ある場合 要相談	状態に応じ 個別相談	状態に応じ 個別相談	他者への 暴力行為が ある場合 要相談	状態に応じ 個別相談	状態に応じ 個別相談	状態に応じ 個別相談	状態に応じ 個別相談
	障 が い	視覚 障がい	○	○	○	○	○	○	○	○
								状況に応じ 個別相談	視覚障がい ユニット有	
		聴覚 障がい	○	○	○	○	○	○	△	○
								状態に応じ 個別相談	筆談等 可能であれば 可	

医療的ケアの取り扱い（令和８年４月現在）

常時医療的ケアが必要な方、認知症、視・聴覚障がいのある方は、各施設の受入れ状況をご確認ください。
 なお、全身状態が悪く、２４時間体制での治療や医師による管理が必要な場合には受入れができません。

			ル・ソラリオン 西新井	ピオーネ 西新井	奉優の家	古千谷苑	ケアホーム 足立	足立万葉苑	ル・ソラリオン 綾瀬	花畑あすか苑
施設番号			１７	１８	１９	２０	２１	２２	２３・２４	２５・２６
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経管栄養	胃ろう	△ 個別相談	△ 個別相談 人数制限	△ 自己抜去しない方 １日３回まで	△	○	△ 個別相談 人数制限	○ 個別相談	○ 個別相談
			×	△ 自己抜去しない方 個別相談 人数制限	×	×	△ 個別相談	×	×	×
		鼻腔								
	人工肛門		○	○	○	△	○	○	○	○
	在宅酸素		△	△	○	△	○	△	○ 個別相談	○
	バルーン カテーテル		○ 尿道カテーテル のみ	○	○ 膀胱瘻・腎瘻 も対応可	△	○	△	○ 個別相談	○
	インシュリン 注射		△ 個別相談	△ 看護師のいる 時間帯のみ 個別相談	△ 要相談	△ 個別相談	○	△ 看護師のいる 時間帯のみ	△ 個別相談	△ 看護師のいる 時間帯のみ
	感染症	MRSA (全身状態 が良好)	○	○	○ 加療を要しない 状況は可	○	○	○	○ 加療を要しない 状況は可	○
			○	○	○	○	○	○	○	○
		肝炎								
	その他	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談
	人工透析		△ 個別相談	×	×	×	△ 個別相談	×	△ 個別相談	×
	点滴・ 気管切開		×	×	△ 個別相談	×	△ 個別相談	×	×	×
	たんの吸引		△ 個別相談	△ 日中は可 夜間は不可	△ 日中は可 夜間は不可	△ 日中は可 夜間は不可	△ 個別相談	△ 日中は可 夜間は不可	△ 個別相談	△ 日中は可 夜間は不可
認知症、 視・聴覚障 がい者の 受け入れ状況	認知症で 受け入れ できない例		個別相談	興奮・不穏・ 他者への暴力 行為等がある 場合要相談	状態に応じ 個別相談	自傷行為が ある場合 要相談	自傷行為が ある場合 要相談	自傷行為が ある場合 要相談	自傷行為が ある場合 要相談	状態に応じ 個別相談 自傷行為の ある方は不可
	障がい	視覚 障がい	○	○ 状況に応じ 個別相談	○	○	○	○ 状況に応じ 個別相談	○	○
		聴覚 障がい	○	○ 状況に応じ 個別相談	○	○	○	○	○	○ 状況に応じ 個別相談

【医療的ケアの取り扱い】

※あくまで参考です。ご本人の身体状況、医療処置の内容、施設の受入れ状況により入所できない場合があります。
詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

			レスパート 千住	ケアホーム 花畑	花ざかり	新田楽生苑	タムス さくらの杜 花畑	ロイヤル 足立	ピオーネ 足立	はなはた 三清荘	ハピネス もとき
施設番号			27・28	29・30	31	32・33	34・35	36・37	38・39	40・41	42・43
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経 管 栄 養	胃ろう	○ 個別相談 人数制限	○	○	△ 自己抜去 しない方 人数制限	△ 自己抜去 しない方 人数制限	△ 人数制限	△ 個別相談 人数制限	○ 	○ 個別相談 人数制限
		鼻腔	×	×	×	×	×	×	△ 自己抜去 しない方 個別相談 人数制限	×	×
	人工肛門		△ 個別相談	○	○	○	△ 損傷の危険性がある場合不可 個別相談	○	○	○	○
	在宅酸素		△ 個別相談	○	○	△ 個別相談	△	○	△	○	○
	バルーン カテーテル		△ 個別相談	○	○	△	△ 個別相談	○	○	○	○
	インシュリン 注射		△ 看護師の いる 時間帯のみ	○ 個別相談	○ 個別相談	△ 看護師の いる 時間帯のみ	△ 看護師の いる 時間帯のみ	△ 看護師のいる 時間帯のみ 自己注射 可能な方	△ 看護師のいる 時間帯のみ 個別相談	○ 看護師の いる 時間帯のみ	△ 個別相談
	感 染 症	MRSA (全身状態 が良好)	○ 加療を要しない 状況は可	○	○	○	△ 加療を要しない 状況は可	○	○	○	○
		肝炎	○ 加療を要しない 状況は可	○	○	○	△ 抗原(+)の場合、 検査結果を 要提出	○	○	○	○
		その他	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 個別相談
	人工透析		×	○	×	×	×	×	×	×	×
	点滴・ 気管切開		×	△	△ 個別相談	×	×	×	×	△ 気管切開 不可	×
	たんの吸引		△ 看護師の いる 時間帯のみ	○ 個別相談	○ 個別相談	△ 看護師の いる 時間帯のみ	△ 個別相談 看護師のいる 時間帯のみ	△ 看護師の いる 時間帯のみ	△ 日中は可 夜間は不可	△ 看護師の いる 時間帯のみ	△ 看護師の いる 時間帯のみ
認知症、視・聴覚障がい者の受け入れ状況	認知症で 受け入れ できない例		状況に応じ 個別相談	自傷行為、 他者への暴力 行為等がある 場合要相談	周辺症状 により 個別相談	周辺症状 により 個別相談	自傷行為、 他者への暴力 行為等がある 場合要相談	重度徘徊・自傷 行為・他者への 暴力行為等が ある場合要相談	興奮・不穏・ 他者への暴力 等がある場合 要相談	状態に応じ 個別相談	状態に応じ 個別相談
	障 が い	視覚 障がい	○	○	○ 個別相談	○ 個別相談	○	○	○ 状態に応じ 要相談	○	○
		聴覚 障がい	○	○	○ 個別相談	○ 個別相談	○	○ 状態に応じ 要相談	○	○	○

特別養護老人ホーム優先入所基準

1 介護認定

個別的状況	点数
要介護 5	10
4	9
3	8
2	4
1	2

2 入所希望者を主に介護する人について（複数に該当する場合、最も点数の高い項目／最高6点）

個別的状況	点数
入所希望者は、ひとり暮らし。または入院・入所前にひとり暮らしだった。 入所希望者は、虐待により家族等と同居できなくなった。 （介護者は介護サービス事業者のみ）	6
介護をする人が、障がい手帳等（注1）や介護認定を受けている。または、進行性の疾患や慢性疾患のため、定期的な通院をしており、日常的な介護ができない。 介護をする人は、入所希望者以外にも障がい等がある方を介護している。	
介護をする人は、75歳以上である。	
介護をする人は、週合計40時間以上勤務をしている。	5
介護をする人は、65歳以上74歳以下である。	
介護をする人は、週合計20時間～39時間勤務をしている。	4
介護をする人は、小学生以下の子どもを育児中である。	
介護をする人は、18歳以下である。	
介護のために仕事を退職した。	0
該当なし。	

（注1）「障がい手帳等」とは身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病等の医療証の交付を受けている場合をいう。

3 認知症の周辺症状（直近3か月） 項目については、申請書記載内容をご確認ください。

個別的状況	点数
3項目以上該当	3
2項目該当	2
1項目該当	1
該当なし	0

※ 医療機器の使用、病気については評価しない。

4 入所希望者の住まいの状況（現在）（複数に該当する場合、最も点数の高い項目／最高3点）

個別的状況	点数
自宅・グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス・特別養護老人ホーム・養護老人ホームから立ち退きを迫られている。 自宅を引き払った等により、住居がない。	3
グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入所中だが、経済的理由で退所予定。	
自宅・入所施設に段差があるが、エレベーターやスロープ等の昇降手段がない。 介護上の問題から自宅・入所施設の改修が必要だが、家主の承諾が得られない、または敷地が狭小、経済的な理由等で改修できない。	1
自宅・入所施設に介護上の問題はない。	
自宅・入所施設に介護上の問題はない。	0

※ 日付の記載が必要な項目は、記載がある場合のみ加点。

5 区民歴（申込時、直近の区民日を起算日として計算）

個別的状況	点数
足立区に住民票がある期間が10年以上	9
足立区に住民票がある期間が1年以上10年未満	8
足立区に住民票がある期間が1年未満	7
足立区外に住民票がある	0

6 特別な事情による加点等（1から5において算定された点数に加点）

	個別的状況	加算する点数
ア	足立区から区外養護老人ホームに措置されたために住所が区外になった場合	8点
イ	1年以上足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、区外の親族等に引き取られた場合 1年以上足立区内に居住していて、病院・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ショートステイに入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を区外の親族等の住所にした場合	8点
ウ	病院・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・グループホームに入所している場合	1点
エ	病院・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・グループホームへの入所若しくはショートステイの長期利用が1年以上経過している、又はこれらを1年以上転々としている場合	1点
オ	自宅・ショートステイ・ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム（住宅型）で在宅サービス利用率が90%以上の場合	1点
カ	その他早期入所が必要と思われる場合（災害・虐待・100歳以上 各1点）	1点×3
キ	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している場合	－8点

※ 別表1（第4条関係）「足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要領」による

● 重要事項

- (1) 入所申込書に虚偽の記載があった場合は、入所できません。
- (2) 申込書の記載内容を確認するため、資料（勤務先や通院先など）の提示をお願いする場合があります。

足立区地域包括支援センター 一覧（令和8年4月）

名 称	電話番号	FAX 番号	所 在 地	担 当 地 域
基 幹	5681-3373	5681-3374	〒121-0816 梅島 2-1-20	梅島、中央本町 1、島根
あ だ ち	3880-8155	3880-4466	〒120-0015 足立 4-13-22	足立、中央本町 2、梅田 1
伊 興	5837-1280	5837-1282	〒121-0823 伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、 西竹の塚
入 谷	3855-6362	3855-6399	〒121-0836 入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
扇	6692-7771	6693-4909	〒123-0873 興野 2-22-27	扇、興野、本木東町、本木西町、 本木南町、本木北町
江 北	6807-1604	5839-3643	〒123-0872 江北 5-14-5	江北、堀之内
さ の	5682-0157	5682-0158	〒121-0053 佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南、 辰沼、六木、佐野、大谷田 2～5
鹿 浜	5838-0825	5838-0826	〒123-0862 皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新 田	3927-7288	3927-7289	〒123-0865 新田 3-4-10	新田、宮城、小台
梅 田	3889-1487	3887-1407	〒123-0851 梅田 2-15-12	梅田 2～8
千 住 西	5244-0248	5244-0249	〒120-0035 千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、 千住中居町、千住宮元町、千住仲町、 千住河原町、千住橋戸町
千 寿 の 郷	3881-1691	3870-6717	〒120-0022 柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、 千住東 1
千 住 本 町	3888-1510	5813-8336	〒120-0034 千住 5-13-5	千住、千住元町、千住大川町、 千住寿町、千住柳町
中 央 本 町	3852-0006	3886-0086	〒121-0011 中央本町 4-14-20	中央本町 3～5、 青井 1・3～6、西加平
東 和	5613-1200	5613-1201	〒120-0003 東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和 1・3
中 川	3605-4985	3605-9092	〒120-0002 中川 4-2-14	東和 2・4・5、中川、大谷田 1
西 綾 瀬	5681-7650	5681-7657	〒120-0014 西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井 2
西 新 井	3898-8391	3898-8392	〒123-0841 西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	3856-6511	3856-5006	〒123-0845 西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
は な は た	3883-0048	3883-0351	〒121-0061 花畑 4-39-11	花畑、南花畑 5
一 ツ 家	3850-0300	3850-0370	〒121-0075 一ツ家 4-2-15	平野、一ツ家、保塚町、六町、 南花畑 1～4
日 の 出	3870-1184	3870-1244	〒120-0021 日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東 2
保 木 間	3859-3965	3859-6730	〒121-0064 保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本 木 関 原	5845-3330	5845-3338	〒123-0853 本木 1-4-10	関原、本木
六 月	5242-0302	5242-0327	〒121-0814 六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

お問い合わせ先

内容	連絡先
入所申込み全般について 変更届・辞退届について	高齢福祉課施設係（区役所北館 1 階） 電話 03-3880-5498
申込書・変更届・辞退届の提出先	各特別養護老人ホーム ※第一希望の施設へ提出 （連絡先はしおり 6～7 頁参照）
介護保険負担割合証について	介護保険課資格保険料係（区役所北館 1 階） 電話 03-3880-5744
介護保険負担限度額認定について	介護保険課保険給付係（区役所北館 1 階） 電話 03-3880-5743
区民税について	課税課課税第一係～第三係（区役所中央館 1 階） 電話 03-3880-5231～2 03-3880-5418

提出書類の配布

◆上記の提出書類、「足立区特別養護老人ホーム入所申込希望先状況」の配布先は、足立区役所高齢福祉課施設係、各特別養護老人ホーム、地域包括支援センターの窓口、またはホームページです。

 足立区 特別養護老人ホーム入所希望者の方へ

検索